

○桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱

平成16年12月 6 日

告示第78号

改正 平成17年12月 7 日告示第170号

平成23年 3月31日告示第77号

平成24年 4月 1 日告示第77号

(目的)

第1条 この告示は、重度障害者が社会参加又は医療機関への通院等のため、自動車を利用する場合、その一部を助成することにより、経済的負担の軽減と社会活動の促進を図り、もって、重度障害者の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車で障害者又はこれと生計を一にする者が所有するもの（市長が認める当該自動車1台に限る。）をいう。

2 この告示において「燃料」とは、自動車を運行するために必要となる揮発油及び軽油をいう。

(対象者)

第3条 この告示における対象者は、本市の区域に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害程度が1級又は2級のもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において、療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度がAのもの

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が1級のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなないものとする。

(1) 桑名市重度障害者タクシー料金助成事業実施要綱（平成16年桑名市告示第79号）に規定するタクシー乗車券の交付を受けている者

(2) 前項に定める者のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法施行令（昭和50年政令第207号）第7条に規定する区分に応じた所得の額以上の所得を有する者

(3) 世帯の生計中心者（前項に定める者を除く。）のうち、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法施行令第8条第1項において準用する同施行令第2条第2項に規定する区分に応じた所得の額以上の所得を有する者

(助成金の額)

第4条 各月における助成金の額は、次の表の左欄に掲げる金額に各月における自動車に係る給油量を乗じて得た金額（2,000円を超えるときは2,000円）とする。

1リットル当たりの助成金の額	助成金の限度額
50円	2,000円

(認定の申請及び助成の開始)

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車燃料費助成受給資格認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 助成の開始は、前項に規定する申請のあった日の属する月からとする。

(認定の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容について審査し、受給資格がある場合には自動車燃料費助成受給資格認定書（様式第2号）を、受給資格がない場合には自動車燃料費助成受給資格却下通知書（様式第3号）を申請者に発行するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成金の受給資格に係る認定を行ったときは、当該助成金の支給を受ける者（以下「受給者」という。）の氏名、住所等を自動車燃料費助成受給者台帳に記載しておく

ものとする。

(領収書の写しの提出)

第7条 受給者は、前月における自動車に係る燃料費に関する領収書の写し又はこれに類する書類を、市長に提出するものとする。

(支給申請)

第8条 受給者は、毎年度の4月、8月及び12月の10日までにそれぞれその前月(助成金の支給に係る認定の効力を有する日が存しない月を除く。)分までの自動車に係る燃料費に対する助成金の支給について、自動車燃料費助成金支給申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(助成金の支給決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を決定しなければならない。

(変更の届出)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を自動車燃料費助成金受給者変更届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 転居(本市の区域内において住所を変更することをいう。以下同じ。)をしたとき。
- (3) 自動車を変更したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

(受給資格の喪失)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の受給資格を喪失する。

- (1) 第3条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 自動車を所有しなくなったとき。
- (3) 第3条第2項の規定に該当することになったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他市長が特に認めるとき。

2 受給者は、前項第2号又は第5号に該当するときは、直ちにその旨を自動車燃料費助成受給資格喪失届(様式第6号)により届け出なければならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の支給を受けた者がいるときは、その者からその支給額の全額又は一部を返還させることができる。

(調査等)

第13条 市長は、助成金の支給に関し必要があると認めるときは、申請者又は受給者に対し、質問又は調査をすることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年12月6日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成17年3月31日までの間、合併前の桑名市の区域に限り適用する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱(平成12年桑名市告示第30号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年12月7日告示第170号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第77号)抄

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の規定は、平成23年4月1日以降に給油した燃料に対して適用し、同年3月31日以前に給油した燃料に対しては、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の規定による申請書及び認定書等は、この告示による改正後の桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱の規定による申請書及び自動車燃料費助成受給資格認定書等とみなす。

自動車燃料費助成受給資格認定申請書

年 月 日

(宛先) 桑名市長

(申請者)

住 所 桑名市

氏 名



桑名市重度障害者自動車燃料費助成資格認定書の交付を、次のとおり申請します。

対 象 者	氏 名		生 年 月 日	
	住 所	桑名市		電 話
	手 帳 番 号	県 第 号	障 害 の 部 位 及 び 等 級	<input type="checkbox"/> 視覚障害 級
				<input type="checkbox"/> 聴覚・平行障害 級
				<input type="checkbox"/> 体幹障害 級
				<input type="checkbox"/> 音声・言語等 級
				<input type="checkbox"/> 肢体不自由 級
				<input type="checkbox"/> 内部障害 級
<input type="checkbox"/> 療育手帳 A				
<input type="checkbox"/> 保健福祉手帳 級				
自 動 車 名		自 動 車 登 録 番 号		
所 有 者		自 動 車 を 使 用 す る 目 的		
運 転 免 許 証 番 号				
振 込 先 金 融 機 関 (新 規 の 方 の み)	フリガナ		
	口 座 名 義			
	名 称	銀 行	本 店	
		信 用 金 庫	支 店	
		農 協	出 張 所	
口 座 番 号	普 通 当 座			

同 意 書

私は、この申請にあたり、私及び世帯を同一にする世帯員の所得及び課税状況等を桑名市が調査することについて同意します。

年 月 日

氏 名

※処理欄(以下は記入しないで下さい。)

受 付 印

受 給 資 格 審 査 欄	
<input type="checkbox"/> 資 格 有 り	<input type="checkbox"/> 資 格 無 し
交 付 日	<input type="checkbox"/> 所 得 制 限
年 月 日	<input type="checkbox"/> そ の 他
備 考	

様式第2号(第6条関係)

自動車燃料費助成受給資格認定書

認定 年 第 号
年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市重度障害者自動車燃料費助成受給資格については、下記のとおり認定します。

記

氏 名		住 所	桑名市	
手 帳	手帳番号	等級又は療育手帳	種	級
登録車両	車 種	ナンバー	A	

※当該認定書は、福祉事務所へ燃料費助成の申請を行う場合に提示してください。

様式第3号（第6条関係）

自動車燃料費助成受給資格却下通知書

第 号
年 月 日

様

桑名市長 印

年 月 日付けで申請のありました桑名市重度障害者自動車燃料費助成受給資格の認定については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

対象者	氏名		性別	
	住所		生年月日	
			電話番号	
却下日				
却下理由				

様式第4号(第8条関係)

自動車燃料費助成金支給申請書

(認定番号 年 第 号)

(宛先) 桑名市長

受給者

住 所 桑名市

氏 名



自動車燃料費助成に関して、次のとおり申請します。

使用月	使用量：A	申請対象量：B (A又は40リットルの少ない量)	申請額 (B×50円)	認定審査欄 ※この欄は記入しないでください。
月	リットル	リットル	円	円
月	リットル	リットル	円	円
月	リットル	リットル	円	円
月	リットル	リットル	円	円
申請額合計			円	円

注1 月40リットルに満たない場合は、申請のあった使用量に50円を乗じた金額を制限額とします。

注2 各月使用量の小数点未満は切り上げて記入してください。

注3 申請期限は使用月を含めて4月以内とします。

注4 申請するときは、購入時の領収書を提出してください。

領収書添付欄

様式第5号(第10条関係)

自動車燃料費助成金受給者変更届

年 月 日

(宛先)桑名市長

受給者

住 所

氏 名



桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第10条の規定により、下記事項の変更につき届け出ます。

記

認定番号	年 第 号	
	変 更 前	変 更 後
氏 名		
住 所		
使用自動車		
そ の 他		

様式第6号(第11条関係)

自動車燃料費助成受給資格喪失届

年 月 日

(宛先) 桑名市長

受給者

住 所

氏 名



自動車燃料費助成受給資格につきましては、下記の理由により資格を喪失しましたので、
桑名市重度障害者自動車燃料費助成事業実施要綱第11条第2項の規定により届け出ます。

記

資格喪失理由

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)